

振り込め詐欺など特殊詐欺の被害を防ごう！

その後、すぐに110番通報や最寄りの警察署へ電話、北海道警察ホームページのメールコーナーに送信するなど、情報提供をお願いします。



こんなことがあったら間違いなく詐欺
特殊詐欺の被害に遭わないために、次のことにご注意ください。

- 現金は現金書留以外では送付できません！
「ゆうパック・レターパック・宅配便で現金を送って」は詐欺です。
- ATM操作で還付金を受け取ることはありません！
「ATMから携帯で連絡して」は詐欺です。
- 振り込む前、送付する前、手渡す前に、警察相談電話【#9110】へ連絡してください。

だまされたふり作戦へご協力ください
特殊詐欺撲滅のため、次のような対応で捜査へご協力してください。

▼初めての相手などから不審な電話がかかってきた場合

- 電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞き出す。
- 電話機の録音機能などで犯人との会話を録音する。

ひとりでも まもるよやくそく みぎひだり



【お子さんへ】
新学期が始まり、学校や幼稚園に初めて通うことになったお友達がたくさん歩いていきます。

- お兄さんやお姉さんは、道路を渡ったり歩道を歩いたりするときはルールを守り、新入生のお手本になりましょう。
- 道路を渡るときは、信号が青になっても慌てないで、車が止まったことを確かめてから、渡り始めましょう。

【保護者の皆さんへ】
交通ルールは、事故の被害に遭わないための大切な決まりです。

- お父さんやお母さんがお子さんと一緒に通学路を歩いて、危険な場所や車の危険な動きなどを教え、横断歩道の渡り方などのお手本を示してください。
- 運転をする際は、子どもたちを見かけたらずばアクセルをゆるめるようにしましょう。学校や公園の近くを通るときは、特に慎重な運転を心がけてください。



自動車運転免許更新時講習

期日 / 4月15日(水)
場所 / 町公民館

- ▶優良講習 / 11時30分
- ▶一般講習 / 13時
- ▶違反講習 / 9時
- ▶初回講習 / 14時30分

※講習は、免許更新の手続き後に受講してください。

山菜採りでの事故に気をつけて 山菜採り 無我夢中に 落とし穴

例年、山菜の愛好家が行者ニンニクやタケノコ採りのために入山し、道に迷ったり、沢に転落したりする事故が起きています。慣れた山でも、油断すると「危険な落とし穴」があることを忘れずに山菜採りを楽しみましょう。

- ▶山菜採りの際に気をつけること
 - 単独での入山を避け、2人以上で声をかけ合い、位置を確認する。
 - 家族に行き先と帰宅時間を知らせておく。
 - 服装は目立つ色にする。
 - 携帯電話、非常食、水、熊鈴、笛を携帯する。
 - 迷ったときは落ち着いて行動する。

摩周一一〇番

弟子屈警察署
所在地交番
☎482-2110
川湯駐在所
☎483-2151

弟子屈町排水設備工事指定店 (平成27年3月末現在)

指定店名	住所	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
(株)協和建設	高栄1-2-2	482-2369
(株)熊谷工務店	高栄4-4-28	482-1941
鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	482-4217
(株)近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
(株)佐藤建設工業	高栄2-9-12	482-2357
(株)大栄電業	泉4-10-3	482-2677
(有)畑中産業	美里2-9-3	482-3352
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
(株)ホクセイ	泉5-4-1	482-3642
辻谷建設(株)	湯の島2-6-15	482-2177
明盛建設(株)	桜丘3-1-6	482-1477
(有)丸高産業	鋸別原野43線西36-4	482-4129
川端金物(株)	厚岸町宮園1-200	0153②3625
協和建設工業(株)	別海町別海旭町131	0153⑤2240
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154⑥2325
(株)竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153⑦2144
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20	0153⑧2626
(株)ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154③0039
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西1-10-8	0154④3178

下水道の工事は、町の許可を受けた指定店でなければ行うことができません。工事に関する相談や申し込みは、上記の指定店にお願いしてください。

下水道への早期接続を お願いいたします

下水道は、各家庭や工場などから排出された汚れた水をきれいにしてから川に流すことで、清潔な暮らしや地球環境を守るという大切な役割を担っています。公共下水道が使用できる土地にお住まいで、まだ接続されていないご家庭や事業所の方は、早めに下水道へ接続していただき、早急なご理解とご協力をお願いします。

下水道が使用可能な(下水道に接続できる)地域に建物をお持ちの方

- 1年以内に、台所や風呂などの排水を下水道に流すための排水設備工事を行わなければなりません。
- 3年以内に、くみ取り式トイレは水洗トイレに改築しなければなりません。

※下水道区域内で諸事情により下水道に接続していない方は、早期に下水道に接続していただくようお願いいたします。ご家庭用だけでなく、事業用の建物も下水道への接続が必要です。

工事の申し込み

直接、指定店へお申し込みください。指定店は調査、設計見積もりを行い、役場に提出する書類を作成します。

※下水道への接続工事は、指定店(左上の表)でなければ行うことができません。

改造工事には助成(融資・補助)を行います

町では、改造工事に係る費用の助成を行っています。

無利子で資金をあっせんする「融資制度」と、自己資金で改造工事を行う方に補助する「補助制度」があります。

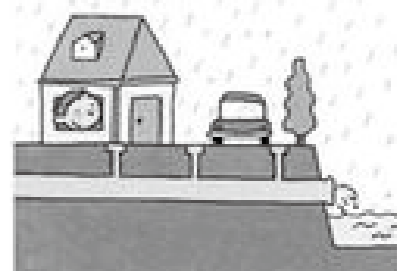
受益者負担金について

受益者負担金は、下水道が使えるようになった土地に対してかかるお金で、1平方メートルあたり360円となっています。原則として、5年かけて納入していただき、完了した後は再度かかるものではありません。

負担金の一部は、下水道事業を進めていく上での重要な財源でもあります。ご理解の上、納期限までに納入をお願いします。

納入方法は、一括納付や分割納付とすることもできます。また、既に負担金がかかっている土地についても随時、相談を受け付けています。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先 / 役場水道課設計係 ☎482-2942 (課直通)